

浜田市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 19 号

浜田市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市企業立地促進条例施行規則（平成 18 年浜田市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ インターネット広告業

第 4 条第 2 号に次のように加える。

コ その他産業支援サービス業であつて市長が特に認める業種

別表 1 奨励金の交付要件の表製造業又は市長が特に認める業種の項中「新たな常用従業員が」を「新たな常用従業員又は U・I ターン常用従業員（以下この表において「新たな常用従業員等」という。）の合計人数が」に、「新たな常用従業員の」を「新たな常用従業員等の」に改め、同表ソフト産業の項中「新たな常用従業員が」を「新たな常用従業員等の合計人数が」に、「新たな常用従業員の」を「新たな常用従業員等の」に改める。

別表 2 奨励金の額の表製造業又は市長が特に認める業種の部雇用促進奨励金の項中「1 人当たり 50 万円」を「又は U・I ターン常用従業員（以下この表において「新たな常用従業員等」という。）1 人当たり 50 万円」に改め、ソフト産業の部県規則第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する業種の項中「新たな常用従業員」を「新たな常用従業員等」に、

「

」を「

」に

改め、同部上記以外の業種の項中「新たな常用従業員」を「新たな常用従業員等」に改め、同表備考中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) U・I ターン常用従業員 市外企業の常用従業員であつて、市内に初めて設置する事業所への配置換に伴い、事業着手日以後に市内に住所を移転したものをいう。

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の浜田市企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。